

〔備考〕教育課程表中、■印は2012年度以前の入学者が履修することが出来る科目、□印は2013年度の入学者が履修することが出来る科目を示す。

〔履修要件〕

- 1 各年次ではそれぞれ上位年次の授業科目を履修することはできない。
- 2 同一授業科目は重複して履修することはできない。
- 3 各セメスターの履修単位はそれぞれ22単位を上限とする。
ただし、
 - ①第二外国語を履修する者は、第二外国語2単位の超過を認める。
 - ②長期履修学生制度適用者に対する各セメスターの履修単位は14単位を上限とする。
 - ③卒業年次生に限り、特別に学部長の許可を得た者はこの限りでない。
 - ④資格教育課程に関する科目、教職課程の「教職に関する科目」及び「キャリア形成科目」の単位数はこの上限単位に含めない。
 - ⑤通年科目を履修した場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する。
- 4 「経済入門」は1年次のみ履修することができる。
- 5 「経済ゼミナールⅠ」は2年次、「経済ゼミナールⅡ」は3年次、「経済ゼミナールⅢ」は4年次で履修するものとする。
- 6 「インテンシブ・プログラム〔情報〕」の履修については、履修者を制限する。履修の方法については、別に定める。
- 7 「経済情報処理」の履修については、履修者を制限する。履修の方法については、別に定める。

〔コース登録〕

- 1 2年次の第3セメスター履修登録時に「福祉・環境・公共政策を学ぶコース」「市場・企業・産業を学ぶコース」「国際経済と社会を学ぶコース」のうち、いずれかのコースを選択し、登録しなければならない。
- 2 コースの変更を希望する者は、3年次の第5セメスターの履修登録時に「コース変更届」により申請し、許可を得なければならない。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各セメスターの履修制限単位数に含める。ただし、2012年度以前の入学者については、各セメスターの履修制限単位数には含めない。

- 1 本学が主催又は推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔卒業要件〕

- 1 4年(8セメスター)以上在学し、学則所定の次表の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。

授業科目 入学年度	共通科目						共通 科目 計	専攻科目					専 攻 科 目 計	自 由 選 択 科 目	合 計	
	F Y S	外国語 科目 — 第1 外国 語— 語	教養系科目					学 科 基 本 科 目	コ ー ス 指 定 科 目	コ ー ス 科 目	選 択 科 目	関 連 科 目 (8可)				
			キ ャ リ ア 形 成 科 目	人 文 の 分 野	社 会 の 分 野	自 然 の 分 野										健 康 科 学 の 分 野
2010から 2013年度入学	2	6	—	4	4	4	30	16	36	70	86	12	128			

- 2 共通科目のファースト・イヤー・セミナー（FYS）2単位を修得すること。
- 3 教養系科目から22単位以上(人文、社会、自然の各分野の4単位を含む)を修得すること。
ただし、「キャリア形成科目」の単位は「卒業要件単位数」に算入しない。
また、教養系科目のうち「健康科学」の「スポーツ文化Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ」については、2単位まで「卒業要件単位数」に算入できる。
- 4 第1外国語として英語6単位を修得すること。
外国人留学生は申請により、英語に換えて日本語を第1外国語とすることができる。
- 5 専攻科目から86単位以上修得すること。ただし、次の単位を修得しなければならない。
(1) 学科基本科目から16単位以上修得すること。
(2) 各自が選択したコース指定科目を36単位以上修得すること。
(3) コース指定科目(各自が選択した36単位を含む)、コース科目及び選択科目から70単位以上修得すること。
ただし、関連科目は8単位まで選択科目に換算できる。
(4) 学科基本科目の「卒業要件単位数」を超える単位はコース指定科目に換算できる。
- 6 自由選択科目の単位として、12単位以上を修得すること。
自由選択科目の単位として算入できるものは、次のとおりとする。
(1) 全学共通科目(キャリア形成科目を除く)及び専攻科目の「卒業要件単位数」を超える単位。
(2) 教職課程の「教職に関する科目」の単位。ただし、教職課程登録者のみ履修でき、6単位を上限として自由選択科目に算入できる。
(3) 他学部、他学科開講の専攻科目の単位。ただし、他学部他学科が受講を認めない科目については、履修することはできない。

— 教育課程における標準年次の区切線について —

- ① 標準年次が実線(——)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線(.....)で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、〔履修要件〕等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。